

## (6) 土地改良制度の特徴

### ①土地改良事業とは

土地改良事業とは、農業にとって一番基本となる土地と水の利用化を図るためのものであり、具体的にはかんがい排水施設を造ったり農用地を造成したり、あるいは圃場整備を行ったりする「建設事業」と、それによって造成された施設を管理する「管理事業」がある。また、土地改良事業には、農用地の集団化を図る交換分合も含まれている。

### ②土地改良事業の二面性

土地改良事業は、水の流れや土地についての地域的なつながりを基盤に、国全体や地域からみて重要な食料生産基地を造るという「公益的性格」をもっているが、他方、それぞれの農家の土地についてその農業生産力を高めるという点で「私益的性格」を備えている。

土地改良事業はこのような公益的性格を私益的性格をあわせもつ事業であり、この特色を踏まえ、次のように制度が仕組まれている。

#### 1) 公益的性格からみた特徴

土地改良事業を実施するためには、通常土地改良区が設置されているが、事業により受益する地域の関係農業者について、3分の2以上の同意があれば、同意しない者も一律に事業に組み込まれ、その土地改良区の組合員となる。費用も強制的に賦課徴収する途が開かれている。

また、土地改良事業の種類や規模などに応じ、公的な負担や低利で長期な資金の融通が行われ、さらに、大規模な事業や技術的に高度な事業などについては、国や都道府県が自らこれを行うことができる。

#### 2) 私益的性格からみた特徴

土地改良事業は、原則として、農業者の発意と同時に基づき行われることとなっており、また、これに要する費用も事業による土地の資産増加額に着目し、この一部を農業者が負担することになっている。

### ③土地改良事業の参加者

#### 1) 耕作者中心主義

戦後、日本の農業は耕作する者自らによって担われるべきであるとの農政の基本理念が打ち立てられ、土地改良事業においても、耕作している者が農政投資の判断を最も適切にできるし、また、その利益を享受すべきであるとの考えの下に、原則として耕作者を土地改良区の組合員とし、あるいは事業の参加者とするようになった。

#### 2) 1農家1票主義

民主主義を基調としつつ、自作農を中心とする農業者がそれぞれ対等の立場で自己の経営を発展させようという考えから、事業の実施に係る同意や土地改良区の総会での決議権などについて、各農家に平等の発言権を与えている。

### ④土地改良区

土地改良事業の中核的な実施主体である土地改良区は、農業者の自発的な意思を基調に3分の2以上の同意による関係農業者全員の参加を前提として、民主的運営により土地改良事業を円滑に遂行するように組織された団体である。このため、組織の運営についていくつかの民主的ルールが導入されている。

また、土地改良区は、建設事業から管理事業まで一貫して土地改良事業を行うことができる。